

榎谷議員 おはようございます。通告順に質問させていただきます。まず1点目の本庁舎移転計画について質問いたします。本庁舎は、近い将来必ず来るであろう南海地震、東南海地震に備えて、災害時、司令塔の役目も重要と思います。誰もがご存知のように南海、東南海に対応できる耐震強化が危ぶまれています。震度3から4で崩壊するであろうと予測しています。牟岐小学校南校舎耐震補強工事に伴い、保育所、小学校、中学校との統合で跡地となる牟岐小学校施設の利用は早期に具体化するべきと考えます。牟岐小学校跡地及び施設を耐震化で問題のある牟岐町庁舎、役場を持っていく、南校舎を倉庫に利用するなど、また、取り除いても北校舎のスペースで今の役場内での機能が可能ではないかと思われます。また、小学校の運動場は手狭であった将来の牟岐町役場の駐車場に比べ広いスペースが設けられトラブルの相次ぐ駐車場の問題の解決ともなります。さらに地理的にも町内の中心地で町民にも利用しやすい場所であり、そして、何よりも庁舎新築経費の何分の一という経費削減になるという大きなメリットがあると考えます。学校の移転が終わり次第すぐ始められるよう今から準備しておく必要があるかと思いますが、耐震、災害本部指令の中心となる本庁舎移転の今後の取り組みについてお聞きいたします。また、河内小学校校舎の施設の利用方法、東、西保育所の今後の利用方法はどのように利用することになったのかも併せてお聞きいたします。次に進みますが、実は、本議会15日に通告をいたしました新春チャリティーの取り扱いについてという項目が個人のことでないかということで、取り下げるようにとの連絡がありました。9月本議会の議事審議の中において、枳富議員により福祉に引っ掛けて会場をただで借っているのは可笑しいのではないかという発言より、この問題が燦ぶり始めました。事務局というか、他の誰かというか、あれは個人のことでないと枳富議員が言ったことは、個人のことでないと判断したそうですので、それはその通りだと思います。ここではっきり申し上げておきます。新春チャリティーは個人のものではありません。一団体の組織ですので、質問に出しました。そこで項目を変えまして皆様のお手元に配布いたしましたように牟岐町海の総合文化センター設置及び管理に関する条例ということに項目を変えさせていただきました。そこで公共施設の使用についてお聞きいたします。条例規約は大きな基礎判断となる資料となります。そこでホール使用の備考、1、ホールを使用し来場者から入場料、またはこれに類するものを徴収する場合の使用については2倍とするとあります。入場料と言うのは、チケットを販売したものについてという認識なのですが、入場料は徴収はしないが、出演者から1曲幾らか徴収した場合は営利となるので2倍になる。では、同じように出演料を徴収している団体がサ

ークルとして認められ、さらに無料という、しかも福祉寄付などをしていないのにこういった矛盾、不公平、公平にすべきと考えますが、この件について答弁をお願いいたします。次に一団体は過去少なくとも1,000千円近い福祉寄付をし、海の総合センターへの当時老朽化しておりました炊飯器も新しく購入させていただいております。牟岐町海の総合文化センター管理に関する条例第12条に公益上必要があると認めた時、または特別の理由がある時と認めた時は条例の使用を免除することができるとあります。この件について町長の見解をお聞きいたします。福祉に役立っているこのような団体が不当な扱いをするのは可笑しいのではないかと、教育長に10月27日、11月の4日には町長に話し合いの場を設けていただきましたが、未だ回答はいただいております。こういった問題が燻ぶり始めておりますので、ここでもう1回ですね、足元から海の総合センターの規約、条例、管理を見直す時期がきているのではないかと思います。そこで年度内に協議し、サークル並びに利用される方々に報告、並びに通知配布し、23年度より実施されるのが妥当だと思っておりますが、22年度、3月31日まではこの件については無理だと思っておりますので、23年3月31日までは通常どおりするべきだと思っておりますが、そうできない理由でもあるのでしょうか。納得のいく答弁をいただきたいと思っております。答弁は個人的なことは結構でございます。何度も言いますが個人的な質問はしていません。団体のみのことでお答え下さい。以上、答弁について納得のいく答弁をお聞きいたします。

議長 大神町長。

町長 小中統合、先程の一貫教育に伴う本庁舎の移転問題、前々からご意見として色々伺っております。今回もこの庁舎の耐震化が危ないと言いますか、震度3ないし4であれば危険であるというふうなことも聞かされております。移転するのに大袈裟な修理をしてというふうなご指摘もいただきました。実は、ポロポロこの破片が落ちているのです。先日も、先日と言いますとだいぶ前ですが、町長室の横がドサッと落ちまして、あそこは人が通る道ではございませんので2階で、しかし、この地域の近隣の避難場所になっております。かなり破片が剥がれて落ちました。西の方にも小さいのが落ちたというふうなことを聞いております。車がなかったから良かったのですけど、あったらこれは補償、賠償問題になろうかと思っております。ましてや人が通って大きな事故にもならなければと祈るばかりだったのですけど、そういうふうなことから単なる塗装ではなくて、

いわゆる随分指摘があって、フェンスになる前には、ここは駄目、ここは駄目と随分チェックしているのでびっくりしました。ということで、一応、塗装ではなくて、いわゆる言葉としてどう言いますか、剥がれることの接着と言いますか、そういうような危険がないというふうなことで、この修理工事を始めております。さて、ご指摘の本庁舎、いわゆる牟岐庁舎を小学校跡地にどうかというのは、これは将来の構想としては、財政的な中学校の一貫教育、小中、過ぎればと言いますか、見通しがつけばそうありたいなというふうな気持ちでおりますし、但し、警察がこの間危険、災害に備えて旧の山の上の緑風荘ですか、あそこを本部にして警察が駄目な時の訓練も私も立ち会いましたけれども、さて、ここで危機があって町内放送とかいうふうな場合に、これは一番心臓部になる訳ですけれども、これは一応牟岐小学校の空き校舎にということなのですが、なかなか訓練も近くはしなければならないと思いますけれども、いざとなると機器の移動というふうなこと。これは大変な費用が掛かります。或いは、また、今おっしゃるように北校舎にして南校舎というふうな将来像はともかくとして、一応、試算しますと1億円ぐらいの見積と言いますか、一旦移してこれをというふうな色々な技術的なこともあるようでございます。おっしゃるように本庁舎移転の今後の事例、取り組みというのは、今のところ、まず教育施設の方に全力を尽くして子どもの安心、安全というふうなことの中からここは考えていかなければならないと、ご指摘のように駐車場の問題も色々あるかと思っておりますけれども、辛抱して町民の皆さんに利用していただくより他ないかなというふうないかにも消極的なご答弁ですけれども、尚、保育所の2つの保育所、或いは、河内小学校の跡地の問題、併せて牟岐小学校の今のですけれども、保育所につきましては、個人の所有というふうなこともありますし、これは地権者との今後の話しになるかと思っておりますし、河内小学校にしてもグラウンドは個人の所有でありますし、町の所有と言いますと、今の建物が建っているあそこ。これも地域の人との、に使えるかというふうなことの議論と言いますか、話し合いが一部出ております。できるだけ跡地利用につきましては能率的に効果的に利用できるようにご相談し、地域の人のご意見もお聞きして勘案いたしたいと思っております。本庁舎移転は、今おっしゃるように将来像というふうなことですけれども、経済的ないわゆる財政的なというふうなことの制約があるということをご理解いただけたらと思っております。続いて、海の文化センターの利用につきましては、ご指摘のように牟岐が海部郡の中心であるために色々な利用頻度はもの凄くありますし、或いは、また、条例で一応定めております。各団体色々ありますし、この使用につきましては、教育委員会の方、教育長を中心とした運営委員会とい

うふうなことでしております。個人的なことはさておきまして、団体でどうこうというふうな、先日もご意見をお聞きして今後のことについては条例の見直しであるとか、もっと言いますと、海陽町の文化センターのホールは、かなり厳しい利用というふうなことで牟岐はもう少し検討する必要があるのではないかとということが比較の問題が出ております。ご指摘の団体によって不公平とか、或いは、えこひいきと言いますか、言葉は何ですが、そういうふうなのがあれば、これは公的な機関として、ただ、ホールの使い方については、これは一般の控え室とか下の大部屋を使うのと違って、ちょっと色々今後検討しなければいけない。その理由は電気代が嵩むということとか、1人職員が電気、或いは、ライトの点滅とかに特別に配慮して超勤手当をとというふうなことでありますので、今後の運営については、十分な配慮をいたしたいと思っておりますけれども、ご指摘の今の具体的な面につきましては、教育長の方から答弁するようにいたしたいと思っております。以上です。

議長 教育長。

丸岡教育長 只今、樫谷議員の方から新春チャリティーの取り扱いについて、町長をはじめ教育長に質問が与えられました。しかし、この新春チャリティーというのは、略した言い方でございまして、正確に言いますと、新春カラオケチャリティーショーの取り扱いということではないかなと私は思っております。幾ら一般質問とはいえ、こうした個人やグループ等が行っております事業に対して、このような議会の場で議論をすべきものではないと私は思いますけれども、新春チャリティーの取り扱いについては、これは個人ではなくて、公的な団体というような考え方で樫谷議員は先程申し上げましたけれども、私は明らかに個人のグループ、団体の事業ではないかと、そのように考えております。従いまして、新春チャリティーという素晴らしい名前を掲げてこういう事業をやった場合には、公的なもののように一般的には受け取られがちでございましてけれども、内実は私は違うのではないかと考えております。従いまして、公的なものではないからこそ、海の総合文化センターの設置及び管理に関する条例をこの新春チャリティーの事柄についてもこの条例どおり適用していきたいと、そのように考えております。まずそういう答弁でございまして。

議長 補足説明、総務課長。

大森総務課長 榎谷議員の本庁舎移転計画につきまして、町長が答弁いたしました、財政面について補足で説明させていただきます。今回の質問の中で耐震、災害対策本部指令となる中心となる本庁舎移転というような話なのですが、この計画については町長が申しましたとおり、今のところ全くの白紙でございます。ただ、一番の問題となっておりますのが財政的な問題がございます。庁舎、建築、移転に関しましては、当然大きな財政負担が必要となっておりますし、新築の場合は、当然のことですが、既設の建物を利用するにいたしましても相当な額の改修費が見込まれます。町長が1億円というような数字を出したのですが、それにつきましては、庁舎内の機器類の移転の部分で、それも1億円というような額でなしに億単位で金額が掛かるという意味でございました。というのは、現在使用しております住基などの電算関係の機器の移動なのですが、別のところにそのまま今使っている部分を持って行く訳にはまいりません。一旦別のところ、例えば、新築するにしても移転するところにもその部分に一旦機器を設置してから切り替えるという作業に入ります。その間、二重の機器が必要となってきます。それから、防災関係の機器にしても同様です。それと大きいのは最近設置しました光ケーブル関係の機器についてでございます。この機器関係だけの移動につきましてもおそらく1億円近い移動のお金が掛かると思っております。ということで、また、借金をする場合ですね、庁舎の建設につきましては、交付税措置のある有利な起債を起こすことはできません。ただの町の借金ということになります。ここ数年更新住宅の建設とか光ファイバーを含めました地域情報化基盤整備事業、それから今始まっております学校の統合事業、保育所建設ですね、こういった多額な事業が続いておりますし、今現在、基金の保有額にしまして県下で一番少ない額となっております。ということで、今、大きい事業をしております学校の統合事業が取り合えず終了した後で、詳細に町の財政状況を判断して検討するのが良いのではないかと思っております。それと、現在取り掛かっております学校の統合、保育所統合によります跡地の利用計画ですが、これにつきましても総合的に考えて計画を策定していくことが必要であろうと思っております。以上でございます。

議長 はい、榎谷議員。

榎谷議員 1項目にあります本庁舎移転計画については、では今のところ白紙で牟岐小学校の跡地に持っていくというふうな考えは毛頭ないのでしょうか。財源的なあれが付

けば持っていきたいと思っているのか、どっちなのかお返事いただきたい、答弁いただきたいと思います。それから、2番目の海の総合文化センター設置及び管理に関する条例についてですが、教育長、項目を変えた一般質問をいただいていないのでしょうか。新春チャリティーについてという項目にしております。変えました。私の一般質問の中にもそういうふうに項目を変えて質問をしますということで、それ以降には新春チャリティーの言葉は出てきていないと思います。新春チャリティーのことについてだけの答弁でございますが、それでは、同じようにしている他の団体ですね、それについては何も触れておりませんが、同じように1曲幾らでし、借るのもですね、控え室並びに照明、そういったことも同じように使っております。しかもこの団体は年に2回使っております。そのことにどうご判断するのか一つお聞きしたいと思います。それから、もう一つは、第12条によります公益ということについて、先程も読ませていただきましたけれども、第12条に公益的必要があると認めた時、または特別の理由があると認めた時は条例の使用を免除することができるとあります。こういったことについては、公共の例えば、小学校、中学校、保育所のみで他のことには一切使わないということでしょうか。それが2点目、それから、もう一つは今後こういった問題がフツフツと出てきております。他にもあります。そういったことで海の総合センター管理条例をもう一度足元から見直しし、検討し、もう一度やり直すべき時期がきているのではないかと思いますので、そのことも踏まえてですね、そういうことを今年中にできるのであれば今年度中、そういうふうなことでやられて来年度から配布、そういったことで周知していただいて、新たに進めるというそういうような考え方があるのか、ないのか、3点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 町長。

町長 1点目の庁舎移転、小学校への何は私は先程は見通しが付けば、財政的な何が付けば向うへ移るような計画があるというふうに申し上げましたのですが、それは、あるのか、ないのか、ある訳です。それははっきり申し上げます。小学校の中学校の統合、文教地域がある程度しましたら、これは総務課長からもありましたようにかなりの財政的な負担、ましてや庁舎につきましては、特別な起債というふうなことはございませんので、それは目途が付けば危険なこの地域よりも跡地利用の何として将来像としては、向うへ持っていく計画はありますけれども、見通しにつきましては、ちょっと見通しが

立ちませんけれども、そういうような方向であるということを再度確認し、申し上げたいと思います。尚、2点目につきましては、色々議論の分かれるところでございますが、海の総合文化センターの使用規則についての条例の検討というふうなことは、これは、また、関係者が寄って考えてもいいかと思ひますし、このことについては、私の方からは、そういうような方向でいってもいいなということを申し上げて、あと教育長の方に答弁していただけたらと思ひます。以上です。

議長 はい、教育長。

丸岡教育長 海の総合文化センターの使用につきましては、設置及び管理に関する条例というものが平成6年9月26日に条例第6号として定められておるところでございます。従いまして、文化センターの使用については、使用条件とか、或いは、使用料が管理条例に示されておりますので、使用に当たって適切な取り扱いができるよう教育委員会といたしましても開館使用の受付、申し込み時点で充分精査をしながら申し込みの方に充分その目的等を聞きながら受け答えをして開館使用を図っていききたいと、そのように思っております。

議長 再々問は許しません。

榎谷議員 再々問って1時間経っておりません。

議長 再々問は、今まで許しません。

榎谷議員 したことがある。

議長 いつですか。簡単に言って下さい。これは、言い合いしても幾らやっても一緒だと思うので。はい、どうぞ。

榎谷議員 もう1つの同じようにしている団体の取り扱いについてが1つ、まだ返事、答弁していただいております。もう1点は既に22年度は稼動し、今までどおりに使わせております。だから22年度は今までどおりにし、23年度から改めて条約、規約

に検討し、再スタートするような形で２２年度は今までどおりに使用するということができないのでしょうか、その２点についてお聞きいたします。再々問いたします。

議長 教育長。

丸岡教育長 榎谷議員の方からですね、チャリティーを今まで約９年間やってきたので、もう１年だけ今までどおりのやり方についてやらせてもらいたいと、そういうことなのですけれども、公共性をおびているという先程から榎谷議員が話しをしている訳なのですけれども、私としては、何ら公共性をおびていないと、そういうように受け止めております。従いまして、会館使用に当たっては、その規定どおり使用料を徴収しなければならないと、そのように思っております。従いまして、同じような要素をもう１団体も持っておりますので、今後正当な規定どおりの運用を行ってまいりたいと、そのように思います。公平にするとするか、そういう取り扱いをしていかなければなりませんので、即そのような取り扱いをしてまいります。